

## 学者村別荘地施設利用規則

### （設置）

第1条 住民の生活、文化、学習及び及びコミュニティの向上を図るため、学者村別荘地風の庭及び学者村別荘地第3期管理事務所を設置する。

### （名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
学者村別荘地「風の庭」	長和町長久保 319 番地 16
学者村別荘地第3期管理事務所	長和町古町 2961 番地 73

### （利用の許可）

第3条 学者村別荘地風の庭及び学者村別荘地第3期管理事務所（以下「学者村別荘地施設」という。）を利用しようとする者は、利用日の前日までに利用許可申請書を管理事務所に提出して、その許可を受けなければならない。

2 管理事務所は、許可について必要な条件を付することができる。

### （許可の取消し等）

第4条 学者村別荘地施設を利用しようとする者又は利用している者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を許可せず、又は許可を取り消し、若しくは利用を中止させることができる。ただし、このため利用者が損害を受けることがあっても、町は、その責めを負わない。

- （1） 利用目的以外に使用したとき。
- （2） 許可についての条件に違反したとき。
- （3） 風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。
- （4） 騒音などにより静穏を求める問い合わせがあるとき。
- （5） 前4号に掲げるもののほか、管理上特に必要があると認められるとき。

### （利用時間）

第5条 学者村別荘地施設の利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、管理事務所が許可した場合は、時間を延長して利用することができる。

### （損害賠償の義務）

第6条 利用者又は入場者が故意又は過失により学者村別荘地施設の設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、管理事務所が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

### （規則に定めない事項）

第7条 本規則に定められていない事項が生じた場合は、信義誠実の原則に従い、利用者及び管理事務所がお互い誠意をもって解決に当たるものとする。

課長	係長	管理

令和 年 月 日

## 学者村別荘地施設利用許可申請書

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

別荘管理番号 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

施 設 名	風の庭	ホール / テラス その他 [ ]
	第3期管理事務所	ロビー / 和室 その他 [ ]
	その他 [ ]	
利 用 者 氏 名		
利 用 目 的		
利 用 日	令和 年 月 日 ( )	
利 用 時 間	時から 時まで	
利 用 人 数	名	

※ 利用料金は無料とする。

※ ゴミは持ち帰り、水道は利用都度に水抜きをすること。